

こども計画策定時に勘案する「こども大綱」とは

■目標

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

■基本の方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■施策推進のための必要事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

こども計画について

こども基本法に規定されている「こども大綱」を勘案して策定する子ども施策についての計画

こども基本法 第九条（こども施策に関する大綱）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

同法 第十条（都道府県こども計画等）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

同法 第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

今後のスケジュール

年 月	会議等	内 容
令和6年5月	第1回子ども・子育て会議	諮問 アンケート内容について
6月～7月	ニーズ・実態調査	
11月	第2回子ども・子育て会議	調査結果・計画案の審議
令和7年1月	第3回子ども・子育て会議	前回の修正確認
2月	パブリックコメント募集	
3月	答申	

野々市市こども計画策定に係るニーズ・実態調査について

①調査方法及び調査対象数について

(ア) 子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート

市内在住の就学前児童保護者 1,000人

同 小学生保護者 1,000人

(イ) 子どもの貧困対策計画に関するアンケート

市内在住の小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者 計2,000人

(ウ) 子ども・若者計画に関するアンケート

高校生・市内在住の18歳～39歳 1,000人

②調査方法

(ア) (イ) 保育園・小学校等、施設を通じてWEB調査

(ウ) 無作為抽出し、依頼文郵送によるWEB調査

※回収率は40%を想定

③調査期間

令和6年6月中から7月初旬を予定